

令和7年度 電気自動車普及促進事業補助金交付制度の概要

焼津市では、自家用の電気自動車を新車で購入した方（個人）に対して、焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱に基づき、購入に要した経費の一部を補助します。

1 趣旨

自家用の電気自動車を新車で購入した方（個人）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することで、市内の電気自動車の普及促進と温室効果ガス排出削減を図ります。

2 申請受付期間

令和7年4月3日（木）～令和8年3月31日（火） ※予算に達し次第、受付終了します。

3 申請方法

補助金交付要綱に基づいて、対象自動車の初度登録後に所定の様式で申請してください。

4 補助対象自動車 次に掲げる要件のすべてを満たすものに限りします。

- (1) 申請者が令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）に新車として新たに購入した、自家用・乗用の電気自動車（自動車検査証の「燃料の種類」が電気のみ）であること。
- (2) 自動車検査証上の「初度登録（検査）年月」が令和7年4月～令和8年3月であること。
- (3) 自動車検査証（又は自動車検査証記録事項）の「所有者」及び「使用者」が申請者本人であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、「所有者」が車両販売会社又はローン会社等であり、「使用者」が申請者であること。
- (4) 自動車検査証（又は自動車検査証記録事項）の「使用の本拠の位置」が、申請者の住所であること。

※ハイブリッド、プラグインハイブリッド、燃料電池自動車や、二輪の自動車、リース車両は対象外

5 補助対象者 次に掲げる要件のすべてを満たす個人に限りします。

- (1) 自ら居住する市内の住宅において補助対象自動車を使用する方
- (2) 補助対象自動車を初度登録又は初度検査から継続して4年以上使用する方
- (3) 市税を滞納していない方
- (4) 過去に焼津市からこの要綱と同様の趣旨の補助金の交付を受けていない方

6 補助金額

一律5万円（1人につき1回限り）

7 補助予算額・件数

100万円（20件） ※交付申請の受付は先着順で行います。

8 注意事項

- ・補助対象経費は、車両購入額から消費税、特典が付与される決済手段（クレジットカードやスマホ決済アプリ等）により支払った額を除きます。
- ・補助金の交付を受けた対象の自動車は、初度登録（検査）から4年を経過するまで、売却、譲渡、廃棄又は担保に供すること等は認められません。またこの期間中に市外に使用の本拠の位置を移転させて使うことも認められませんのでご注意ください。

問合せ・申請先

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号

焼津市役所市民環境部 環境課（焼津市役所3階）

TEL：054-626-2153 FAX：054-626-2183 Eメール：kankyo@city.yaizu.lg.jp

＜補助金交付までの流れ＞

1 補助金交付申請兼実績報告

交付申請書兼実績報告書は、必ず申請者本人が記入し、その他必要書類と併せて環境課窓口まで直接お持ちください。(原則、郵送不可) 申請書をお持ちいただくのは本人でなくても構いません。

必要書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書（押印不要。ただし、申請者の署名が必要）
- (2) 対象自動車の自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）の写し
- (3) 対象自動車の購入にかかる契約書又は注文書の写し
- (4) 対象自動車の購入にかかる領収書の写し（ローン購入により販売店から領収書が発行されない場合は、販売店からローン会社へ発行された領収書の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類（基本的にはありません）

2 補助金交付決定兼確定

申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。交付が決定された方には、7～10日程で市から交付決定通知書兼確定通知書を送付します。

3 補助金交付請求

交付決定書兼確定通知書受領後、市指定の請求書（交付決定書兼確定通知書と併せて市から送付します）を速やかに環境課へ提出してください。

4 補助金交付

交付請求書を受付後、市から申請者へ口座振込にて補助金を支払います。

電気自動車普及促進事業補助金 手続きフロー図

